

令和 8 年度日進市第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）実施計画

この計画は、愛知県が令和 3 年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (Sus scrofa)

2 計画の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、日進市内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

日進市は、濃尾平野の東側に広がる尾張丘陵の東部に位置する。地形は東高西低で、市中央部を流れる天白川と岩崎川を中心に農地が広がり、市内の森林の多くは市北部から東部の丘陵地に所在している。本市の森林の面積は約 607ha で、そのうち地域森林計画対象民有林は約 592ha である。林種としてはマツ類が主林木を形成しているが、コナラ、アベマキ等が混交している地域が多く、イノシシが好む環境と考えられる。

丘陵地の林地と農地が連続しているが、市内の耕作放棄地は増加傾向にある。耕作放棄地等の増加は、市街地周辺へのイノシシの出没が容易になるため、さらなる農作物被害の増加、個体数の増加及び生息分布域の拡大につながる懸念がある。

表 1 林種別森林等面積（地域森林計画対象民有林）（単位 ha）

計画区域	総数	立木地		竹林	無立木地
		針葉樹	広葉樹		
日進市	592	420 (70.9%)	124 (20.9%)	40 (6.8%)	8 (1.4%)

（出典：2024 年度愛知県林業統計書）

注 1ha 未満は四捨五入しており、内訳と計は必ずしも一致しない。

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和 2 年度のイノシシの分布域は、図 1 のとおり。日進市では、市域を縦断する東名高速道路を境に市北部から東部地区の林地や農地で生息が確認されている。

また、愛知県内の令和 6 年度末における生息数は約 14,000 頭（中央値）である。ただし、これは平成 30 年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないためであり、注意が必要である。なお、令和 6 年度の生息密度分布図（図 2）によると、長久手市と豊

田市に隣接する市東部地域において生息密度が高い。近年では、山林地に隣接する住宅地内での目撃情報や東名高速道路以西の農地等での目撃情報があり、生息分布域は拡大傾向にあると推測される。

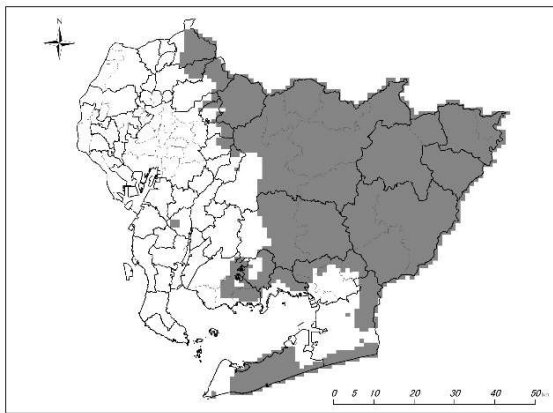


図1 愛知県における分布域 (R2 年度)

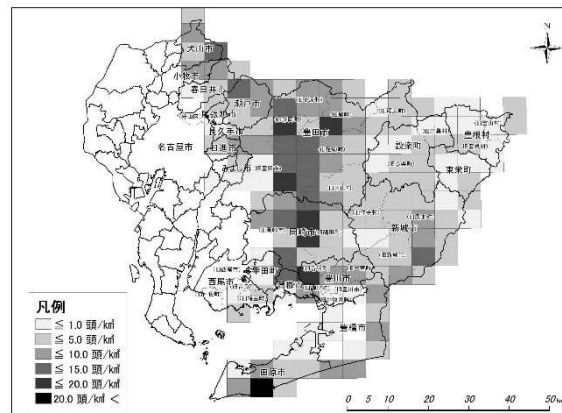


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度 (R6 年度)

(3) 被害の状況

日進市における過去3年分の農作物被害の状況を示す(表2)。令和6年度は被害面積及び被害金額ともに上昇しており、被害作物としては、水稻の倒伏被害が増加している。また、イモ類を中心とした野菜の被害も目立つほか、近年、市内に所在する大学敷地内における芝生の掘り起こし被害も発生している。

表2 日進市における被害の状況

	R4 年度			R5 年度			R6 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
日進市	1.29	2.64	700	1.41	2.60	691	1.74	4.97	1,093

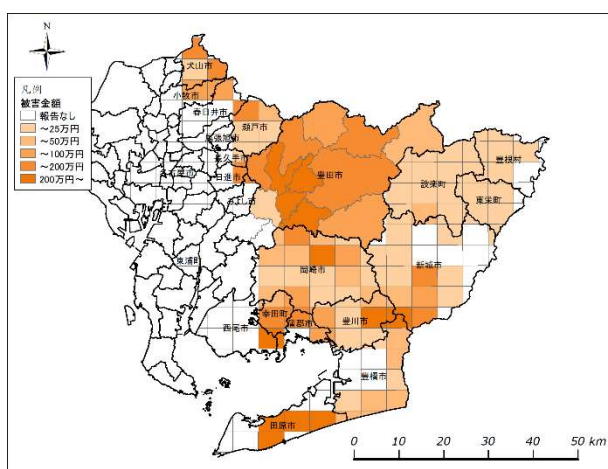


図3 愛知県における農業被害額 (R6 年度)

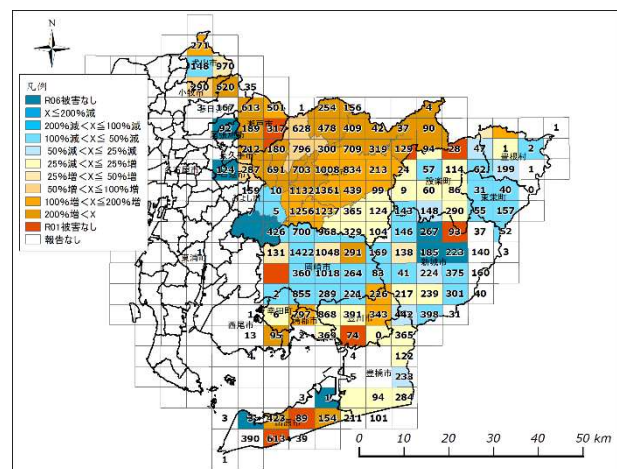


図4 愛知県における農業被害額の変化 (R1→R6 年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和6年度の捕獲分布図は以下のとおり(図5)。日進市では、農作物被害防止を目的に有害鳥獣捕獲に取り組んでおり、米野木地区・三本木地区・藤島地区・岩藤地区・北新地区に箱罠を設置している。

日進市における許可捕獲の実施状況(表3)を見ると、令和3年度以降はイノシシの目撃情報の増加とともに捕獲頭数も増加し、特に米野木地区で捕獲数が多い。しかし、生息域は拡大傾向にあり、今後もさらなる捕獲圧をかけていく必要がある。

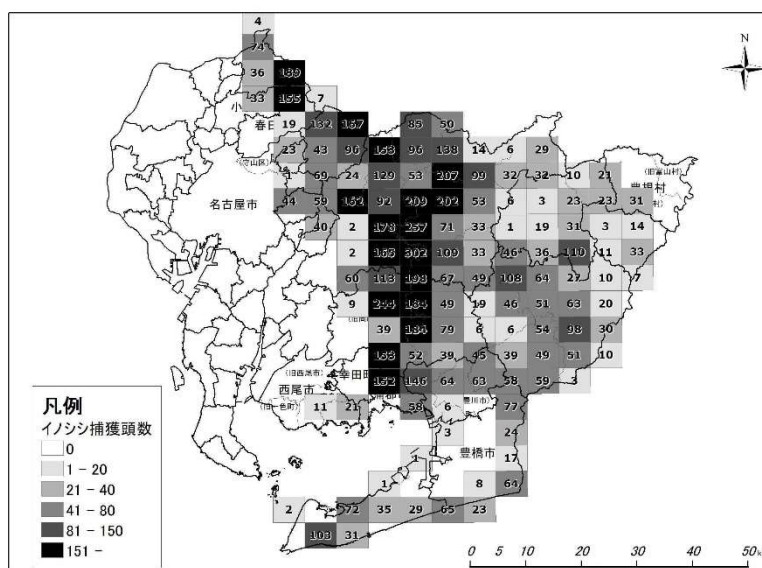


図5 愛知県における捕獲分布図(R6年度)

表3 日進市における許可捕獲(個体数調整)の実施状況 (単位:頭)

	区分	種別	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
			日進市	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0
		罠	41	55	69	76	74
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	15	8	18	23	17
		幼	26	47	51	53	57

イ 被害防除に係る対策

日進市では、被害防除対策としての大規模防護柵等の設置は実施していないが、個々の農家が自衛策として、各圃場に電気柵やワイヤーメッシュ柵等を設置している。市では有害獣類被害防止対策事業補助金を交付して設置費用の一部を補助し、各圃場での対策を推進している。

表4 日進市における防除対策の実施状況※

(単位：件)

	種別	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
日進市	防護ネット	0	0	0	0	0
	防護柵	0	3	3	3	5
	電気柵	2	0	0	0	1
	その他(内容)	0	0	0	0	0

※日進市有害獣類被害防止対策事業補助金対象となっている防除対策を集計するものとする。

※個人における防除対策の実施状況は把握できないため、件数として集計しないものとする。

ウ 生息環境管理に係る対策

日進市における森林部の土地は基本的に個人所有地であることから、市による大規模な生息環境管理対策は実施していないが、個人農家等による刈り払い等や農地の未収穫物の回収等の適正な管理や地域営農団体が水路の除草及び清掃に努めている。

5 評価

日進猟友会と連携して生息状況の情報収集及び分析を行い、イノシシの生息域である市北部から東部地域において集中的に有害鳥獣捕獲を実施することで、高い捕獲圧をかけることができている。しかし一方で、高齢化による耕作放棄地等が増えていることから、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める必要がある。

表5 日進市における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策			
		銃	罟	防護ネット	防護柵	電気柵	その他(内容)
日進市	増加傾向	—	◎	—	○	○	—

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他(内容)
日進市	—	—	—

※評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している(図6)。日進市は、「管理エリア」に該当する。

管理エリアは、在来個体群の分布が確認されている地域である。農業等への被害防止を図るため、高い捕獲圧をかけ続けることにより、農業被害が発生しない程度の水準ま

で生息数の減少を図る。

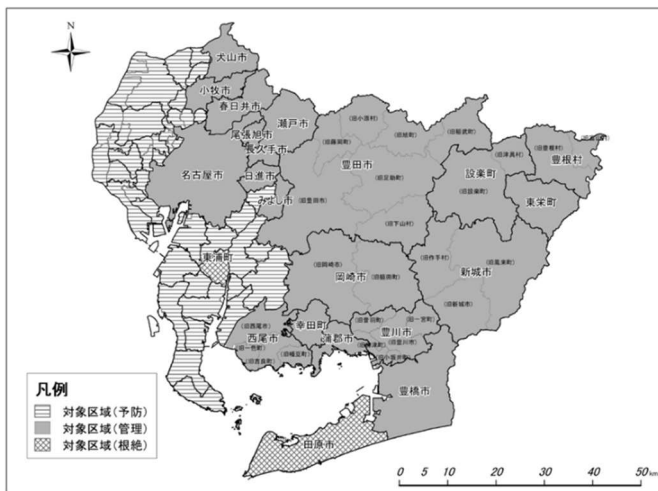


図 6 対象区域と類型区分

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている（表 6）。

表 6 愛知県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）における管理の目標

目標	指標
生息数の減少	－（生息数に係る情報収集を進める）
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数（22）
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	－

日進市は、管理エリアに該当するため、農業等への被害防止を図るため、引き続き高い捕獲圧をかけていく必要がある。目撃効率、捕獲効率、農業被害等の状況を踏まえ、積極的な被害防止に向けた目標数を設定する。

目標達成に向けて、個体数調整、被害の防止（有害鳥獣捕獲）を目的とした許可捕獲を実施する。許可捕獲の実施においては、捕獲従事者のインセンティブを確保するため、国及び県の補助金を活用する。

(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は

示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、日進市でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

市内のイノシシの生息数の実態は把握できていないが、引き続き高い捕獲圧をかけていく必要がある。近年の捕獲実績、目撃状況や農業被害等の状況を踏まえながら、引き続き箱罠による有害鳥獣捕獲を実施していく。なお、日進市全域は特定猟具使用禁止区域に指定されているため、銃による有害鳥獣捕獲は実施しない（表7）。

表7 日進市における令和8年度の捕獲計画（案）（単位：頭）

	捕獲手法別		合計
	銃	罠	
日進市	0	70	70

(3) 計画を達成するために実施する対策

効果的な捕獲を進めるために、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した捕獲に対する報奨金の交付や捕獲従事者の育成に向けて狩猟免許取得支援事業補助金の交付による担い手確保の促進を図る。

また、イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。効率的な捕獲を進めるため、イノシシのサイズを判別して効率よく成獣を捕獲するセンサーの設置など、様々な捕獲手法を用いて捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。群れごとの捕獲には、箱罠や囲い罠の活用が有効である。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

日進市内における令和8年度の被害防除対策は以下のとおり（表8）。

表8 日進市における令和8年度の防除対策の実施計画（案）（単位：件）

	防除対策			
	防護ネット	防護柵	電気柵	その他(内容)
日進市	0	5	1	0

(2) 計画を達成するために実施する対策

ワイヤーメッシュや金網等による大規模侵入防止柵の設置については、設置後の維持管理を含めた地域の合意形成を図る必要があるため、設置からその後の管理に至るまで地域ぐるみで取り組めるよう、十分かつ慎重な検討を行う。

一方、各圃場単位における電気柵を始めとした防護柵は侵入防止に効果的であること

から、有害獣類被害防止対策事業補助金を交付して設置費用の一部を補助し、積極的に設置を推進する。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

日進市内における森林部の土地は基本的に個人所有地であることから、市による大規模な生息環境管理対策は実施していないが、個人農家等による刈り払い等や農地の未収穫物の回収等の適正な管理や地域営農団体が水路の除草及び清掃を予定している。

(2) 計画を達成するために実施する対策

農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める必要がある。

農地や集落周辺における耕作放棄地の藪・雑草や、農地の未収穫物、人家周辺の生ごみ等はイノシシに餌場を提供し、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者や農家及び地域住民等に対し、適切な管理を行うよう啓発する。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

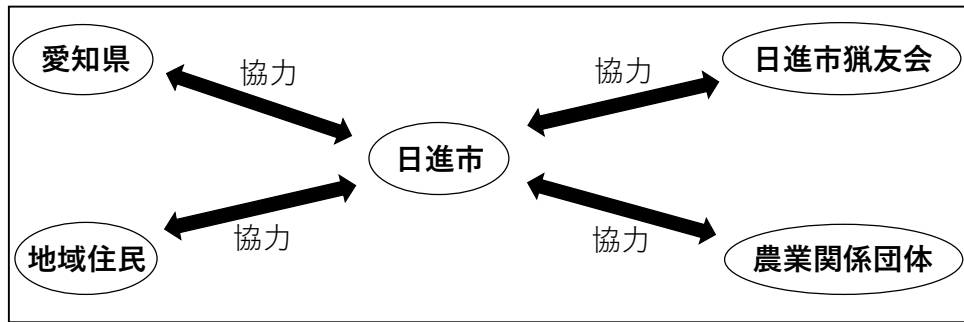
また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

図7 実施体制図



(2) 市街地出没への対応

近年、イノシシの生息が確認されている米野木地区・三本木地区・藤島地区・岩藤地区・北新地区とそこに隣接する五色園地区において、イノシシが住宅地等に出没する事案が発生している。現在のところ人身被害や交通事故等の報告はないが、今後の被害が発生する可能性がある。そのため、イノシシの出没を防止するための対策を実施するとともに、出没時に備えた体制の整備を行う。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わ

なの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されており、日進市においても令和5年度の豚熱の感染が確認されて以降、市内における経口ワクチンの散布を実施している。今後も感染拡大を防止するために生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないように、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定用補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組を図っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があるこ

とから、2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和5）年10月10日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。